

(資料2)

1. 基本的施策に関する資料

1-1 大阪府環境総合計画策定までの経過

平成6年4月1日 大阪府環境基本条例施行  
 平成7年2月1日 環境審議会に「環境基本条例に基づく環境総合計画について」諮問

環境審議会において、環境総合計画専門委員会の設置などにより、環境総合計画の策定に当たっての基本的な事項である長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考えなどについて審議が行われる。(開催回数: 環境審議会 2回、環境総合計画専門委員会 3回)

9月26日 環境審議会から知事に答申  
 (答申の概要)

- ・自然と人間との共生をめざすこと
- ・望ましい環境を具体化し、施策ごとの目標を可能な限り定量化すること
- ・生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境の4つの分野に施策を体系化すること
- ・運行管理システムなど計画の効果的推進を図るシステムを導入すること

庁内に15部局49課室81名からなる「環境総合計画策定プロジェクトチーム」を設置し、環境審議会の答申を踏まえ、環境総合計画の概案をとりまとめる。

平成8年2月9日 環境審議会に計画概案を説明  
 計画概案を公表

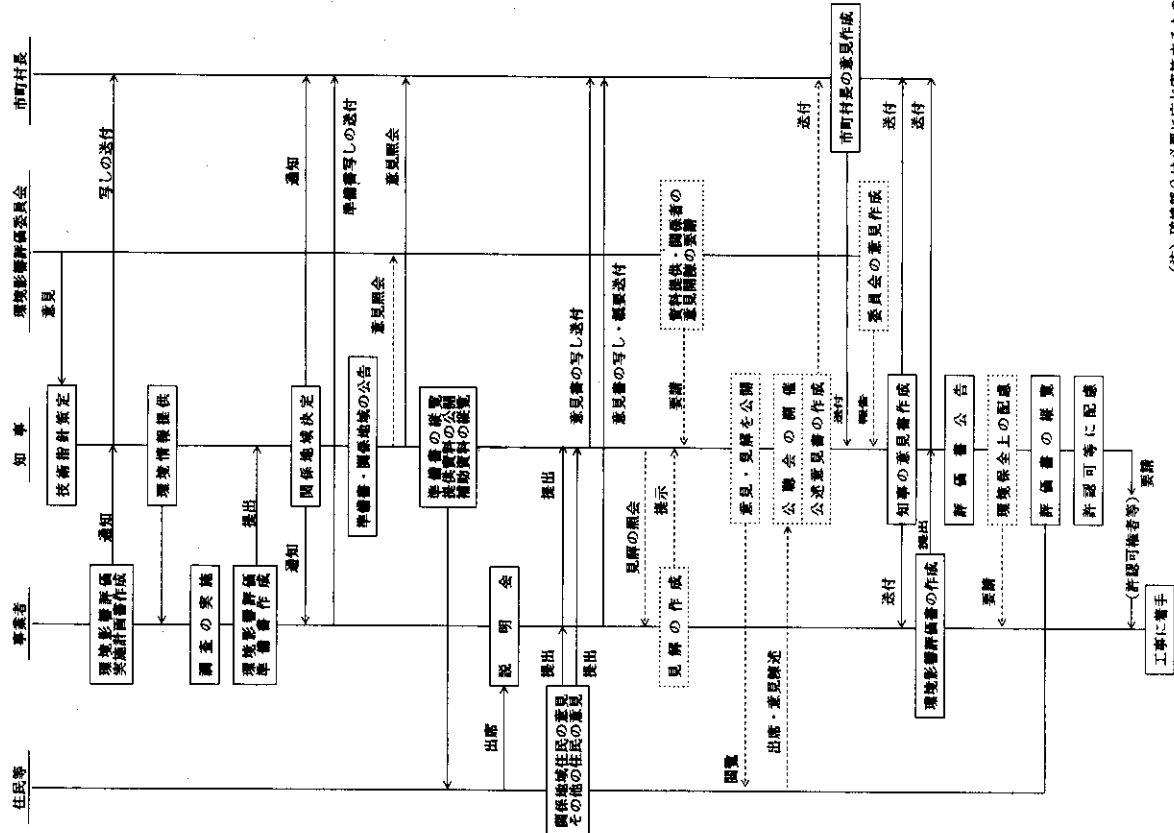
2月～3月 計画概案について周知を図り、府民の幅広い意見を聴取

- ・公報やパソコン通信 (O-NET24) 等の広報媒体を通じて、計画の概案をとりまとめたことと、府民意見を求めることを広く周知
- ・府政情報センターや府民情報プラザ等府内24か所において、計画概案の冊子を配布
- ・府内5か所 (大阪市、茨木市、藤井寺市、和泉市、枚方市) で、計画概案の府民説明会を開催
- ・市町村や事業者団体、府民団体等を対象とした計画概案の説明会を開催
- ・郵送及びFAXにより意見を受付

府民から寄せられた意見等を踏まえ、計画概案を修正

3月26日 大阪府環境行政推進会議 (議長: 知事) で了承  
 「大阪府環境総合計画」の策定

1-2 環境影響評価制度の手續



(注) 破線部分が必要に応じ実施するもの